

## 固定資産の減損会計

**Q** : 固定資産の減損会計が導入されることですが、減損会計とはどのような処理でしょうか。

**A** : 企業が持つ土地や工場などの固定資産が、時価の下落や収益性の低下により投資額を回収できる見込みが立たなくなった場合、帳簿価額を減額する会計処理です。

### 【解説】

企業会計審議会は4月、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表しました。

今回の意見書は、平成13年7月に取りまとめられた「経過報告」に寄せられた意見を基に減損会計の基本をまとめたものです。

減損会計について意見書では、「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である」としています。

この減損会計の実施時期について公開草案では、平成17年4月1日以後開始する事業年度からの適用を原則としつつ、早期適用も可能としています。

なお、減損会計によって生じた損失を税務上どのように取り扱うかについては、今のところ全くの未定ですが、これまでの会計制度変更に対する税務の対応を考えると、減損処理額がそのまま税務上の損金となる可能性は少なそうです。

